

経営者によりそうパートナー

みどり通信 4月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社エムアイサービス

第247号 2019. 4. 5

3/7 消費税法改正セミナー開催!



CONTENTS

● ひと言発言	P1
● 税務	中小企業向け所得拡大促進税制について P3
● TKCシステム【旬】なトピックス	TKCシステムの改正消費税対応予定 P6
● 今知りたいおきたい相続の話	相続放棄の判断 P7
● 生命保険	糖尿病の予防と食事 P9
● 損害保険	事業活動総合保険 P10
● 一倉定の経営心得	その37 P11
● 事務所からのお知らせ	P12
● 営業カレンダー	P12
● あとがき	P13

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

変化の年をぜひ、チャンスに・・・

1日に、5月1日から変わる元号が「令和」と発表されました。元号が変わることは、大きな変化に備えるときのようです。歴史を振り返ると、昭和から平成に変わった際に消費税の新たな導入だけでなく、直後の平成2年2月に株価の暴落・・・。

今年も元号が変わる年に、消費税の日本版インボイス制度を含めた消費税法改正の施行が行われます。変化の年をぜひチャンスにしたいものですね。

下記は、先月、私が所属するとある会の「経営者を元氣にする会報」に投稿した文章です。

本年10月1日からの消費税法の改正が待ったなしの時期となりました。

平成元年4月に新たに物品税に変わり消費税が3%で導入されて、税率が5%、8%と改正されてきましたが、今回の改正は導入以来初めての大改正となっています。

それは、消費税率が8%から10%に引き上げられる(食品と新聞は8%)だけでなく、日本版インボイス制度が導入されることとなるためです。

平成と共にスタートして今回の改元に合わせての30年来の大改正といわれる所以ですね。

この日本版インボイス制度が導入されると、今までの帳簿及び請求書等への記載事項に加えて新たに何項目か記載事項が増えるだけではなく、年間の売上げ1000万円以下の消費税の免税事業者が死活問題となります。

たとえば、現行では、免税事業者から商品等を仕入れた際に、その支払金額に消費税が含まれているものとして8%分の仕入税額控除がなされているわけですが、4年後から段階的に、消費税額の税額控除が出来なくなります。

結果的に、課税事業者が、年間売上げ1000万円以下の免税事業者から商品等を仕入れた場合、8%または10%の仕入税額控除が出来なくなりますので、今後は1000万円を超えた課税事業者から仕入れをした方が税額控除ができる有利という判断がはたらきます。

免税事業者は生き残りをかけて取引から除外されるのを避けるために、この際「課税事業者を選択」するか、「消費税相当額分の値引き」をするかの選択を迫られることと

なります。

そのため、1000万円以下の免税事業者は今回の改正でその事業継続を断念しなければならなくなるケースが多発することが予想されています。

「消費税相当額分の値引き」よりも、「課税事業者を選択」した方が、業績に与える影響が少なくなると思われますので、国としては「免税事業者が課税事業者となって税収が増えることを予定」しているようです。

一番いい対策は、課税事業者になるわけでも消費税分の値引きを行うことでもなく、自社の商品やサービスが他社には絶対負けないものを提供し価額に関係なく行列が出来るくらいの商品力があればいいわけですので、4年の間にせひ、自社商品やサービス等の魅力アップを図るための努力を行うことをおすすめいたします。

ピンチはチャンスですね。先手必勝、早く手を打ったもの勝ちです。

ところで、中小企業の最大の課題はなんと言っても事業承継です。どんなに素晴らしい商品やサービスを提供していて業績が好調でも、その会社を承継してくれる人材が不在では企業の継続発展はありません。

今回の消費税改正を絶好のチャンスとして前向きにとらえ、ご子息が『せひお父さんの会社を継ぎたい』と言っていただけるワクワクする魅力ある会社にいたしましょう。

成り行き経営ではなく、先を見据えた先見経営（目標経営）を進めていきたいものです。

経営は、環境適用業といわれますが、その時代時代のニーズにあった商品やサービスを提供するた企業経営を行いたいものですね！

ピンチは、チャンス…です。

まず、自社の現状を客観的に認識し、永続発展のために、具体的行動計画を定め、早め早めに行動することが大事ですね。

ぜひ、ピンチをチャンスにしようではありませんか！！！

税理士 山口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の4月5日掲載のものです。

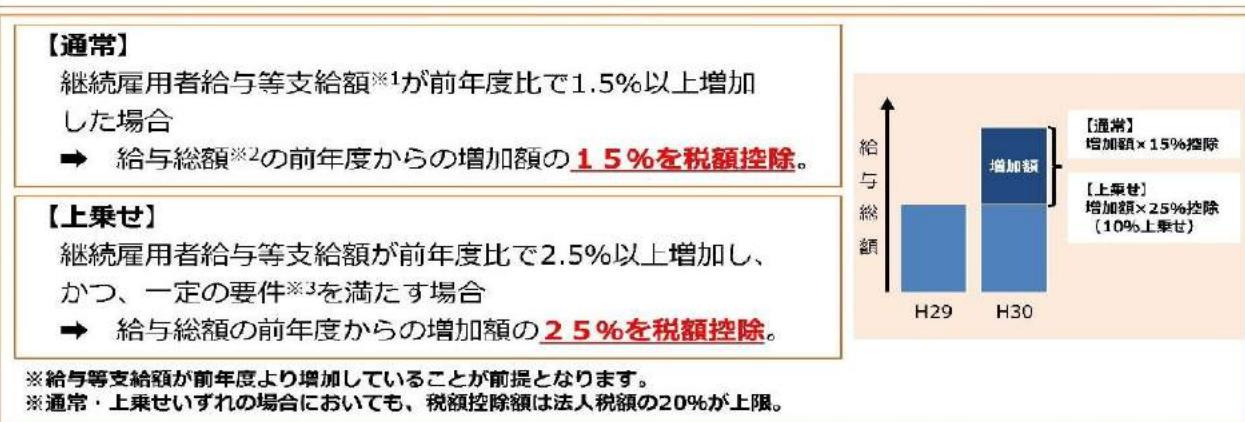
税務

中小企業向け所得拡大促進税制について (平成30年4月1日以降開始の事業年度)

所得拡大促進税制は、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税(個人事業主は所得税)から税額控除できる制度です。

平成30年4月1日以降に開始される事業年度(個人事業主については平成31年分)からは制度が大きく変更されますので、今回は改正後の制度について解説させていただきます。

制度の概要(2019年4月1日~2022年3月31日までに)



※1 継続雇用者給与等支給額

継続雇用者(前年度の期首から適用年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、一定の者)に支払った給与等の総額。

※2 給与総額(雇用者給与等支給額)

継続雇用者に限定しない、全ての国内従業員に支払った給与等の総額(役員等に支払った給与等は除く。)。

※3 一定の要件

以下のいずれかを満たす場合。

- ①教育訓練費が前年度比で10%以上増加していること
- ②中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上が確実に行われていること

☞ 詳しくは、次のページ以降をご覧ください。

(参考)これまでの制度からの主な変更点

■ 適用の要件

- ・基準年度(H24年度)の給与総額と比べて、適用年度において一定割合増加していること
→ **廃止**
- ・平均給与等支給額が前年度以上
→ 「**継続雇用者給与等支給額が前年度比1.5%以上増加**」に**変更**(「継続雇用者」の定義を見直し、計算方法を簡素化)

■ 税額控除

- ・基準年度からの給与総額の増加額の10%(一部22%)
→ **前年度からの給与総額の増加額の15%(通常)/25%(上乗せ)**

制度の詳細（通常の場合）

◆通常：給与等の増加額の15%を税額控除

税額控除額

適用の要件（次ページ）を満たす場合、**雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額の15%を税額控除**します。ただし、調整前法人税額（個人事業主の場合は調整前所得税額）の**20%**が上限です。

（租法10の5の4②）、42の12の5②

国内雇用者に支払った**給与等の総額**について、適用年度において前事業年度から増加した金額の**15%**を税額控除します。

国内雇用者（租法10の5の4③一、42の12の5③二、租法施行令5の6の4⑤⑥、27の12の5③④）

法人又は個人事業主の使用者のうち、その法人又は個人事業主の国内に所在する事業所につき作成された賃金台帳に記載された者を指します。国内雇用者には、パート、アルバイト、日雇い労働者も含まれますが、使用人兼務役員を含む役員及び役員の特殊関係者、個人事業主と特殊の関係のある者は含まれません。

雇用者給与等支給額（租法10の5の4③三、42の12の5③四）

適用年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

比較雇用者給与等支給額（租法10の5の4③四、42の12の5③五、租法施行令5の6の4⑦⑧、27の12の5⑤⑥）

前事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額です。

【税額控除の計算例】

雇用者給与等支給額 (適用年度)	110,000,000円
比較雇用者給与等支給額 (前事業年度)	100,000,000円
給与等の増加額	10,000,000円
給与等の増加額×15%	1,500,000円

例1）調整前法人税額が8,000,000円の場合

税額控除額の上限は、

$$8,000,000円 \times 20\% = 1,600,000円$$

となるため、1,500,000円の税額控除

例2）調整前法人税額が6,000,000円の場合

税額控除額の上限は、

$$6,000,000円 \times 20\% = 1,200,000円$$

となるため、1,200,000円の税額控除

適用の要件

継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額と比べて1.5%以上増加していること。

(租法10の5の4②、42の12の5②)

継続雇用者に支払った給与等の総額について、適用年度において前事業年度と比べて
1.5%以上増加していることが適用の要件です。

継続雇用者（租法10の5の4③五、42の12の5③六、租法施行令5の6の4⑩、27の12の5⑪、租法施行規則5の12②、20の10②）

以下の全てを満たす者を指します。

- ① 前事業年度及び適用年度の全ての月分の給与等の支給を受けた国内雇用者である
- ② 前事業年度及び適用年度の全ての期間において雇用保険の一般被保険者である
- ③ 前事業年度及び適用年度の全てまたは一部の期間において高年齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となっていない

継続雇用者給与等支給額（租法10の5の4③五、42の12の5③六、租法施行令5の6の4⑪、27の12の5⑪）

継続雇用者に対する適用年度の給与等の支給額です。

継続雇用者比較給与等支給額（租法10の5の4③六、42の12の5③七、租法施行令5の6の4⑫、27の12の5⑫）

継続雇用者に対する前事業年度の給与等の支給額です。

ポイント！

税額控除額は、「国内雇用者」の給与等支給額の前事業年度からの増加額をもとに算定しますが、税制適用の要件の判断にあたっては、「継続雇用者」の給与等支給額が前事業年度比で1.5%以上増加しているかを確認します。

本制度を利用する際には、適用要件に基づいた判定が必要となります。
まずは、お気軽に弊社スタッフまでお声掛けください。

担当：吉田智哉



TKCシステムの改正消費税対応予定



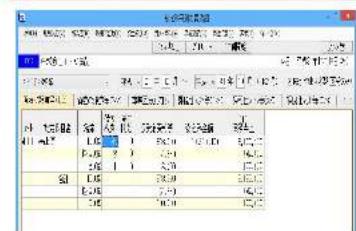
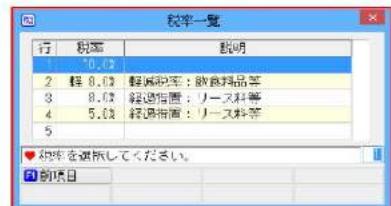
提供月	改定内容
4月	<ul style="list-style-type: none"> 新元号に対応したシステム提供 改正消費税法対応のためのシステム設定チェックリスト提供
5月	<ul style="list-style-type: none"> 『Q & A 改正消費税法施行 事業者のための実務対策の要点』
	<ul style="list-style-type: none"> 改正消費税対応機能レベルアップ 「改正消費税対応のための設定」専用メニューの搭載 <p>【会計システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 仕訳辞書・フィンテックの見直し（税率固定の変更等） 支払管理機能等 銀行手数料の見直し 等
6月	<p>【請求システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> 商品情報の見直し（税率・税込み単価） 納品書・請求書印刷フォーム <p>（※適格請求書に対応するため様式が変わります）</p> <ul style="list-style-type: none"> 振込手数料 等

★その他システム対応予定機能★

1)複合仕訳入力への対応

軽減税率の導入に伴い、スーパーで飲料（軽8%）と消耗品（10%）を一括で購入する場合など、

1枚の証憑で税率が複数混在するケースがあります。TKCシステムでは、**複合仕訳入力**に対応いたします。入力後の仕訳確認も、複合仕訳形式で問い合わせできる機能を搭載予定です。



3)消費税額等の集計画面

勘定科目別消費税額集計表画面で、税率別（10%、軽8%）の**消費税額等を集計**できるようになります。

※勘定科目別消費税額集計表は課税区分・税率の入力誤りのチェックに有効です

4)月次チェック報告書等「軽減税率の確認機能」

「軽減税率8.0%の仕訳」メニューを新設し、**軽減税率の仕訳を抽出**できるようになります。本来は軽減税率ではない仕訳を効率的にチェックできるようにします。

当事務所ではTKCシステムユーザー様向けに7月に
「改正消費税対応研修会～システム編～」を開催予定です。
詳細は別途ご案内いたします。

相 続

今知つておきたい相続の話

その8『相続放棄の判断』

<Q>

私は2人兄弟の長男ですが、父の兄の養子となっています。その父の兄が先日亡くなり相続が発生しましたが、法定相続人は私1人です。

相続財産は、預貯金はほとんど無く、自宅の土地と建物の他は、近隣の方々何人かに貸し付けている宅地と山林です。

もし、今回の相続で多額の相続税を納めなければならぬようであれば、その納税資金をどうしたらいいのか。その資金が手当てできないようであれば、相続の放棄も考えています。

相続の放棄の期限は、相続の開始を知つてから3ヶ月と聞いています。3ヶ月以内に判断出来そうにない気がしますが、どのようにしたらいいかアドバイスをお願いします。

<A>

相続が発生したら、次の手順で進めることをおすすめします。

1番目：相続財産の把握とその相続税評価額の算出



2番目：相続税がかかるかどうか



3番目：その納める税金を支払えるか。資金の手当てが出来るか

まず1番目ですが、財産の把握が出来ていれば、相続税評価額を概算でもいいので算出します。

続いて、相続税の概算を計算。

そして、その税額を、相続した預貯金あるいは、相続人自身の預貯金等で支払うことが出来るか。もし出来ない場合は、相続した財産等を売却して現金化できるか。あるいは借り入れをして返済することが出来るかを判断します。

借り入れをした場合は、いずれ返済しなければならないので、現在いただいている地代がわずかであれば、それも難しいと思われます。

もし相続税が支払えない場合は、相続の放棄も検討します。相続放棄の申し立て期限は、相続の開始を知つて（被相続人が亡くなったことを知つた日）か

ら3ヶ月以内になります。物理的にこれらの判断を3ヶ月以内にすることが難しいのであれば、家庭裁判所に申し立てをし、期限を延長してもらうことをおすすめいたします。以前、同様な事例があり、家庭裁判所に申請したところ、7ヶ月間の延長が認めていただけた事例があります。

なお、放棄を行うと、相続順位が次順位の相続人に相続権が移ります。次順位の相続人も、同様の判断を放棄を知った日から3ヶ月以内が放棄の期限となりますので注意が必要です。

◆◆ 相続の承認又は放棄の期間の伸長 ◆◆

1. 概要

相続が開始した場合、相続人は次の3つのうちのいずれかを選択できます。

- ① 相続人が被相続人（亡くなった方）の土地の所有権等の権利や借金等の義務をすべて受け継ぐ単純承認
- ② 相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がない相続放棄
- ③ 被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐ限定承認

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月の熟慮期間内に、単純承認、限定承認又は相続放棄をしなければなりません。この熟慮期間内に相続人が相続財産の状況を調査しても、なお、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれをするかを決定できない場合には、家庭裁判所は申立てにより、この3か月の熟慮期間を伸長することができます。

2. 申立人

- ・利害関係人（相続人も含む。）
- ・検察官

3. 申立先

相続開始地（被相続人の最後の住所地）の家庭裁判所

4. その他

申立ては、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内にする必要があります。

詳しくは、当社までお気軽にご相談ください。

相談は無料です。



今回のテーマ

糖尿病の予防と食事

基本的な事柄

糖尿病は、膵臓から分泌されるインスリンというホルモンの分泌量の不足や作用不足から起こる病気です。インスリンが不足するため、食物から取ったブドウ糖が、体内で十分に利用されずに血液中に残ってしまいます。そのため高血糖になり、尿中に糖が排泄される病気です。

いろいろな代謝異常を起こし、その結果、視力障害、腎臓障害、神経障害、心筋梗塞、脳梗塞などさまざまな合併症を引き起します。糖尿病になるとこれらの合併症の予防のためにも、生涯にわたって治療を続けることが必要になります。

肥満者が多いということが特徴のようです。遺伝的な要素や加齢は防ぐことはできませんが、肥満の解消と肥満の予防、運動不足などは自分の心掛け次第で解消することができます。肥満は糖尿病のほか、多くの生活習慣病の誘因にもなります。日常の生活習慣を見直し、間食、外食、アルコールに注意し、食事の取り方に気を付け運動を習慣付けることが糖尿病を予防するうえで大切です。

食生活のポイント

1. エネルギーを取り過ぎない

1日に取るエネルギーの量は、標準体重を基準として生活の中での動きの度合いに見合ったエネルギーを取るようにします。一般的に標準体重は、身長（m）×身長（m）×22で算出します。1日の生活活動強度がやや低い（例として、1日の歩行時間が1～2時間以内の主婦やデスクワークの人）の場合は、標準体重（kg）×25（肥満）～30（やせ）キロカロリーで計算し、算出された数値が1日の必要エネルギー量になります。

2. 栄養のバランスを良くする

栄養のバランスを良くするには、食事は、主食、主菜、副菜をそろえた形にします。糖質の多い食品（主に穀類、いも類、豆類、果物など）、たんぱく質の多い食品（魚介類、肉類、卵、チーズ、大豆や大豆製品、牛乳など）、ビタミン、ミネラルの多い食品（野菜類、海藻、きのこ類、こんにゃくなど）を使った料理を3度の食事にそろえて取るようにしましょう。油脂類の使い過ぎは、エネルギーが多くなる原因になるので控えめにします。また、動脈硬化の予防のうえからも植物油（魚油も含む）を使用するようにします。塩分はなるべく少なくし、薄味とします。減塩でもおいしく食べられるように香味野菜や香辛料、柑橘類、酸味などを利用し、塩分だけでなく砂糖の取り過ぎにも気を付けましょう。

アルコール飲料や嗜好飲料は原則として控えます。アルコールや嗜好飲料の砂糖の取り過ぎはすい臓のβ細胞に負担を掛けたり肥満の原因になり、また、栄養のバランスを乱します

3. 規則正しく3食を食べる

1日に2食や、間隔の空き過ぎた食事の取り方はよくありません。また、夜遅い食事もよくありません。外食は、高エネルギー、高脂肪、高糖質の料理も多く栄養のバランスが乱れがちです。利用するときは油分や糖分の取り過ぎに注意し、いろいろな食品が使用されている料理を上手に選んで、適量を食べるようしましょう。

このほか、適度な運動も大切です。日常の生活の中に食後のウォーキングなど取り入れ、いつでも、どこでも、1人で出来る運動を習慣化し、肥満を防ぎ糖尿病などの生活習慣病の予防を心掛けましょう。



事業活動総合保険

もしも!

火災などの事故により貴社の所有する建物や設備・什器等に損害が発生した場合の備えは万全ですか？

「事業活動総合保険」は、建物などの補償に加え、事故や災害による休業時の補償や思わぬ事故での損害賠償責任についても補償します。

3つの基本補償

①財物の補償(単独契約可能)

火災をはじめ、台風や豪雨などの自然災害やその他偶然な事故まで貴社の大切な財産をお守りします。

【補償の対象となるもの】

- 建物
- 建物内設備・什器、商品・製品等
- 家財
- 建物外門・扉・垣、物置・車庫 その他 66 m²未満の付属設備
- 屋外設備・装置等

②休業損害の補償(単独契約可能)

思わぬ事故で休業した場合に喪失した「粗利益」を補償します。

【補償されるもの】

- 喪失利益
- 休業中でも発生する人件費等の経常費
- 営業を継続するために借りた仮店舗等の費用
- 営業再開時の広告費用などの諸費用

③賠償・費用の補償(財物の補償にセットで契約)

施設の所有・使用・管理や仕事の遂行に起因する賠償リスクを補償します。

【補償されるもの】

- 法律上の損害賠償金
- 被害者に対する治療費等
- 訴訟費用や弁護士報酬などの訴訟費用
- その他の諸費用(損害防止費用、権利保全行使費用、緊急措置費用 等)

一倉定の経営心得シリーズ

その三十七

赤字会社の共通点は、
「無方針」「放任」である。

商品というものは、どんな店においても売れるものなのである。ある雑貨店に座卓が陳列してあるので、きいてみたら「でも売れるのですよ」という売場の担当者の返事である。社長にきいてみると、そんなものまで仕入れるとはいっていらないという。当然だ、雑貨店だからである。この会社は大きな赤字を背負つっていたのである。

店舗というものは、売れれば何をおいてもいいというものではない。採算がとれるだけ売れなければならないわけだ。そのため取り扱い品目をきめておかなければならぬといふ、こんな阿呆みたいなことさえ分からぬから赤字なのである。無方針、そして放任、これは赤字会社の共通点である。

—何でこんなくだらないことを書かなければならないのか。社長の怠慢、無責任があまりにも多いことを私は常に見せつけられているのである。

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◆



- 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00~15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

- 原点の会
三条商工会議所

5月24日 9:00 ~ 11:15

◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◆

赤は山口会計の休業日

4月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

5月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	



あとがき

4月1日、新元号が「令和」と発表されました。最初はピンと来なかつたものの、「厳しい冬を乗り越えて、美しく咲く梅の花のように」という新元号に込められた意味を知ることで、希望感に満ち溢れ、まさに今の日本に必要なものという印象を受けました。

新たな時代を迎えるまでの一か月間という月日も、あつという間に過ぎることかと思いますが、だからこそ、時代が変わるものこの独特の雰囲気や、高揚感を味わいながら過ごしたいと思いました。そして、「平成」ありがとうございました。

吉田智哉

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail:yn@tkcnf.or.jp